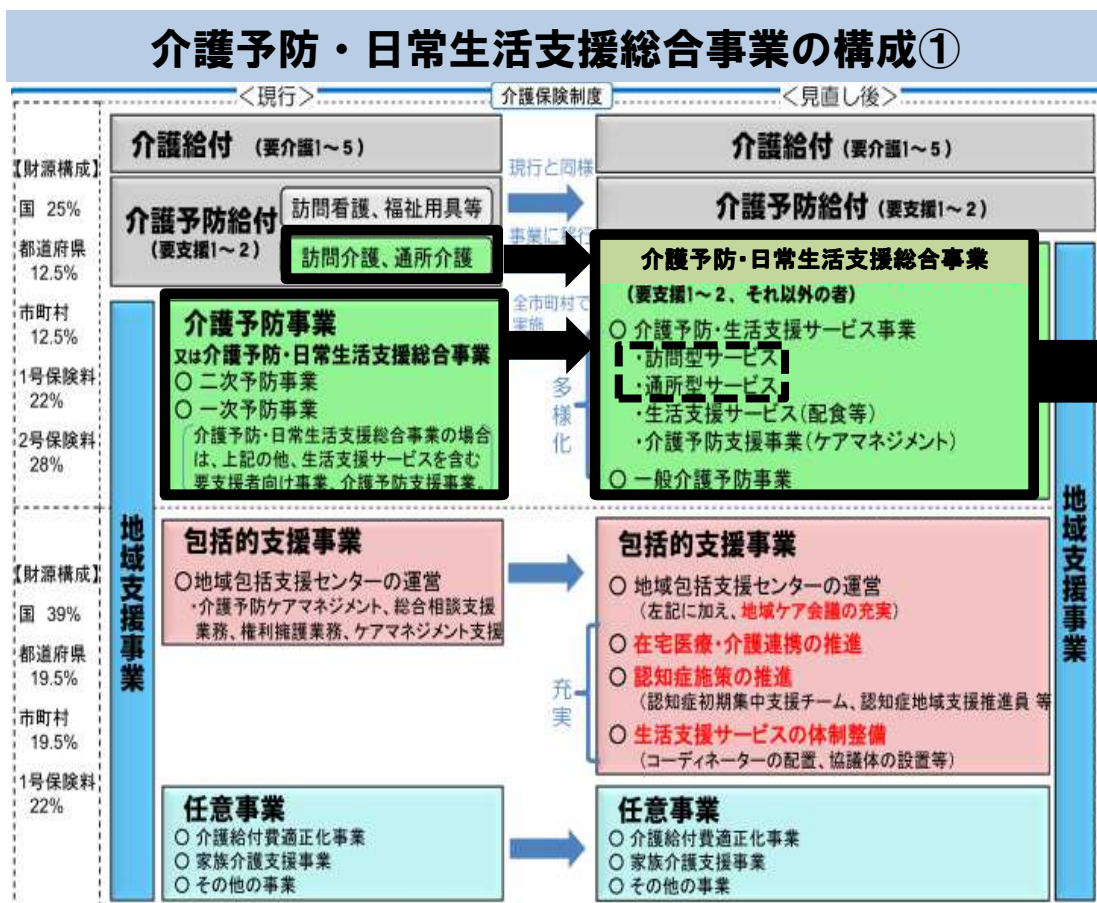


3. 大曲仙北広域における総合事業について

①大曲仙北広域の総合事業への移行開始時期は平成29年4月1日

→4月1日以降、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行していく。

→総合事業の対象者は、**認定の有効期間開始日が平成29年4月以降の要支援認定者、4月以降に基本チェックリストにより事業対象者と判定された方**。要支援認定者の場合、要支援認定更新のタイミングで順次総合事業に移行していく。一斉に切り替わる訳ではない。



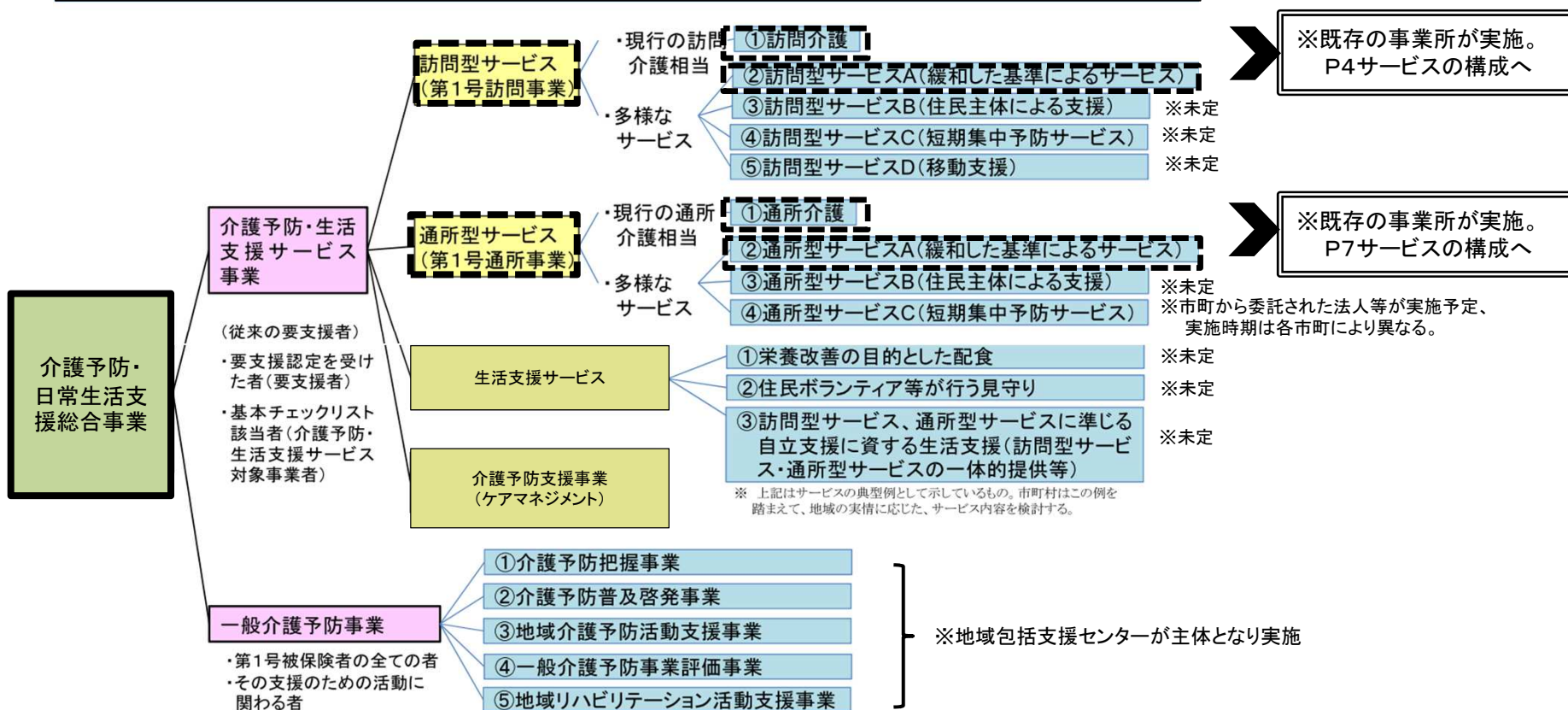
次ページ
総合事業の構成②へ

②現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する。

→旧来の介護予防給付と同一の指定基準による。
(単価については、月額包括報酬から一回あたりの報酬単価に変更)

③新たなサービス:緩和した基準によるサービスを実施する。

介護予防・日常生活支援総合事業の構成②



訪問型サービスの構成

①現行の介護予防訪問介護相当サービスについて → P5へ

②訪問型サービスA(緩和した基準のサービス)について → P11へ

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等	○介護予防ケアマネジメントにより現行相当の専門的なサービスを必要としないと判断された要支援認定者もしくは総合事業対象者を想定 ○専門職に限らない、研修修了者によるサービス(生活援助)でも問題ない方、低料金のサービスを希望する方		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	○訪問介護員(訪問介護事業者) ○広域が指定する内容の研修修了者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

現行の介護予防訪問介護相当サービスについて

単価は、月額包括報酬から、1回あたりの単価に変更。

○介護予防訪問介護は月額包括報酬(定額制)ですが、大曲仙北広域の総合事業として現行の介護予防訪問介護相当のサービスを実施するにあたっては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、**1回あたりの単価設定による報酬**を用いる。

サービス	介護予防訪問介護	現行の介護予防訪問介護相当サービス
単価	○月額包括報酬	<u>○1回あたりの報酬単価を設定</u>
	週1回程度 1,168単位／月	週1回程度 266単位／回
	週2回程度 2,335単位／月	◆月4回超の場合 1,168単位／月
	週2回超 3,704単位／月	週2回程度 270単位／回
	※週2回超は、要支援2の認定者のみ	◆月8回超の場合 2,335単位／月
		週2回超 285単位／回
		◆月12回超の場合 3,704単位／月
		※週2回超は、要支援2の認定者と事業対象者のみ

現行の介護予防訪問介護相当サービスについて

報酬算定の例

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。

→**266単位×4回**

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。

→**1,168単位**

(例3) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。

→**270単位×8回**

(例4) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。

→**2,335単位**

(例5) 週に2回程度の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により1か月に3回の提供となった。

→**270単位×3回**

* 参考 別紙「サービス数単位コード表」P1. 2

通所型サービスの構成

① 現行の介護予防通所介護相当サービスについて → P8へ

② 通所型サービスA(緩和した基準のサービス)について → P23へ

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	○介護予防(閉じこもり予防等)のため運動や交流の場が必要な要支援認定者もしくは総合事業対象者 ○専門職による支援の必要性が低い要支援認定者もしくは総合事業対象者を想定		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	○通所介護事業者の従事者 ○委託先の従事者 * 市町との契約内容による	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

現行の介護予防通所介護相当サービスについて

単価は、月額包括報酬から、1回あたりの単価に変更。

○介護予防通所介護は月額包括報酬(定額制)ですが、大曲仙北広域の総合事業として現行の介護予防通所介護相当のサービスを実施するにあたっては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、**1回あたりの単価設定による報酬**を用いる。

サービス	介護予防通所介護	現行の介護予防通所介護相当サービス
単価	○月額包括報酬	<u>○1回あたりの報酬単価を設定</u>
	要支援1 1,647単位／月 要支援2 3,377単位／月	要支援1・事業対象者(週1回程度)

現行の介護予防通所介護相当サービスについて

報酬算定の例

(例1) 要支援1の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。

→**378単位×4回**

(例2) 要支援1の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。

→**1,647 単位**

(例3) 要支援2の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。

→**389単位×8回**

(例4) 要支援2の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。

→**3,377単位**

(例5) 要支援2の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により3回の提供となった。

→**389単位×3回**

* 参考 別紙「サービス数単位コード表」P4. 5

支給限度額について

区分支給限度基準額について

総合事業のサービスと予防給付のサービスの単位数を併せて給付管理を行います。

- ①要支援1及び2の方は、従来と同様に5,003単位及び10,473単位
- ②事業対象者は要支援1の限度額(5,003単位)を原則とし、利用者の状況から特に要支援1の限度額を超える量のサービスが必要とされた場合には、要支援2の限度額(10,473単位)までの範囲で利用を可とします。

訪問型サービス A （基準緩和サービス）について

基準緩和サービスについて

- 介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和した「訪問型サービスA(基準緩和サービス)」を平成29年4月から実施します。
- 従事者の人員基準を緩和し、身体介護を伴わないサービスを提供できるようにします。
- 大曲仙北広域では要支援1. 2の軽度の認定者の増加が著しく、今後介護を提供する人材不足が一層懸念されます。効率的な人員配置とともに介護人材のすそ野を広げ、専門職が身体介護や専門的なサービスを重点的に提供できるような体制整備を行います。
- 要支援者等の選択できるサービス、支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。

対象となる方とサービス提供者について

■対象者

- 要支援者もしくは事業対象者で、身体介護を伴わない、生活援助のみ必要な方を対象とします。
- 生活援助のみ利用の方が機械的に振り分けられるわけではなく、介護予防ケアマネジメントにより、現行相当の訪問介護員による専門的なサービスを必要としないと判断された方が利用となります。
- 生活援助のみの利用であっても、訪問介護員による生活援助が必要な方は現行相当サービスを利用できます。
- 広域が定める内容の研修修了者によるサービスでも問題ない方、低料金のサービスを希望する方は基準緩和型サービスの利用が考えられます。

■サービス提供者

- 訪問型サービスAの指定を受けた介護予防訪問介護事業所の訪問介護員
- 広域が定める内容の研修を修了した方(訪問型サービスAの指定を受けた事業所に勤務する必要があります。)

サービス内容について

○訪問介護の生活援助の範囲内

(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成12 年老計第10 号通知※)において示されている生活援助等)

※厚生省平成12 年老計第10 号通知

平成12 年3 月17 日に、厚生労働省老健局老人福祉計画課長名で出された通知。現在の訪問介護におけるサービス内容を規定するものになるサービス行為の区分であり、「身体介護」と「生活援助」の項に分かれており、それぞれの示す具体的な行為を規定している。

身 体 介 護	生 活 援 助
1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4 起床及び就寝介助 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）	2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等） 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理 2-6 買い物・薬の受け取り：日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

事業所の指定について

- 既存の介護予防訪問介護事業所がサービスを提供します。
- 介護予防訪問介護相当サービスと同様に大曲仙北広域市町村圏組合が実施事業所の指定を行います。
- 申請書様式、添付必要書類は介護予防訪問介護相当サービスの指定に係る申請書等と同様とする予定です。様式、添付必要書類は次回説明会（1月下旬から2月初旬にかけて開催予定）でお示しします。

報酬の支払いについて

- 介護予防給付や介護予防訪問介護相当サービスと同様、審査及び支払に関する事務を国保連合会に委託して行います。
- 基準緩和サービス用の請求コードを広域で用意します。

訪問型サービスの基準について

※（ ）は、国の居宅サービスの指定基準省令による。

分類	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（基準緩和サービス）
人員	①管理者 常勤・専従1 以上(6条) ※支障がない場合、当該介護予防訪問介護相当サービスの他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 専従1 以上 ※常勤、非常勤を問わない ※支障がない場合、当該訪問型サービスAの他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

分類	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（基準緩和サービス）
人員	②訪問介護員 常勤換算2.5 以上（5条） 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者】	②従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・または広域が指定する内容の研修修了者】 ※常勤、非常勤を問わない
	③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40 人に1 人以上※（5条1項） 【資格要件：介護福祉士・実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※一部非常勤職員も可能	③訪問事業責任者 従事者のうち必要数1 人以上 【資格要件：従事者と同じ】 ※常勤・非常勤を問わない
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品（7条）	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
運営 [ポイント]	※介護予防訪問介護の基準と同様	・個別サービス計画の作成なし

基準項目		予防訪問介護相当サービス		訪問型サービスA	
		当初案	変更案	当初案	変更案
1	基本方針		●		●
2	訪問介護員等(サ責、従事者、訪問事業責任者等)の員数	○	●	○	●
3	管理者	○	●	○	●
4	設備及び備品等	○	●	○	●
5	内容及び手続の説明及び同意	○	●	○	●
6	提供拒否の禁止	○	●		●
7	サービス提供困難時の対応		●		●
8	受給資格等の確認	○	●	○	●
9	要支援認定等の申請に係る援助	○	●		●
10	心身の状況等の把握	○	●	○	●
11	介護予防支援事業者等との連携	○	●	○	●
12	第1号事業支給費の支給を受けるための援助	○	●		●
13	介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	○	●	○	●
14	介護予防サービス計画等の変更の援助	○	●	○	●
15	身分を証する書類の携行	○	●	○	●
16	サービスの提供の記録	○	●	○	●
17	利用料等の受領	○	●	○	●
18	保険給付の請求のための証明書の交付	○	●	○	●
19	同居家族に対するサービス提供の禁止	○	●	○	●
20	利用者に関する組合への通知	○	●	○	●
21	緊急時等の対応	○	●	○	●
22	管理者(及びサービス提供責任者)の責務	○	●		●
23	運営規程	○	●	○	●
24	介護等の総合的な提供		●		
25	勤務体制の確保等	○	●		●
26	衛生管理等	○	●	○	●
27	掲示	○	●		●
28	秘密保持等	○	●	○	●
29	広告	○	●		●
30	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	○	●	○	●
31	苦情処理	○	●	○	●
32	地域との連携	○	●	○	●
33	事故発生時の対応	○	●	○	●
34	会計の区分		●		●
35	記録の整備	○	●	○	●
36	定員の遵守				
37	非常災害対策				
38	事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	○	●	○	●
39	基本取扱方針	○	●		●
40	具体的取扱方針(個別サービス計画の作成等)	○	●	△	
41	サービスの提供に当たっての留意点		●		●
42	安全管理体制の確保				

分類	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（基準緩和サービス）
サービス内容	◎現行相当（老計10号の身体・生活援助）	◎老計10号の生活援助
単価	週1 回程度 266 単位／回 月4 回超の場合 1,168 単位／月 週2 回程度 270 単位／回 月8 回超の場合 2,335 単位／月 週2 回超 285 単位 月12 回超の場合 3,704 単位／月	週1 回 212単位／回（月4回まで） 週2 回 216 単位／回（月8回まで） 週3 回程度 228 単位／回（月12回まで） ＊現行相当の約8割
加算減算	◎現行相当	◎加算減算はなし
上限回数	事業者対象者は要支援1の限度とする。 利用者の状態で月12回を上限とする。（ケアマネジメントで必要性を判断） 【ケアマネジメントで必要と認められる例】 ①認知機能の低下や精神・知的障害により、日常生活に支障があるような症状を伴う方 ②退院直後で状態が変化しやすく自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な方 ③生活環境の悪化により健康に支障を及ぼすおそれのある方や社会との断絶をしている方などの専門的な支援を必要とする方 ④心疾患や呼吸疾患、がんなどの疾患により、日常生活の動作時の息切れ等により日常生活に支障がある方 ⑤ストーマが必要な方 ガイドラインより	月4回を原則とし、ケアマネジメントで必要と認めると月12回までを上限とする。
利用者負担・請求	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由

広域が指定する内容の研修について

- 訪問型サービスA(基準緩和サービス)において、介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者でない者を業務に従事させる場合に、事業者が当該従業者に対して実施すべき研修内容は下記のとおりです。
- 介護職員初任者研修項目を目安に、広域で具体的なカリキュラム案を作成し、別途お示しします。

記

1 研修すべき内容

1) 介護従業者としての心得や倫理について

高齢者宅を訪問する介護従業者として、利用者の信頼感を損なうことがないよう、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務など介護従業者としての職業倫理について、研修を行うこと。

2) 本サービスで行うことができない行為について

訪問Aは身体介護を一切要しない利用者に対する訪問サービスであり、従業者には身体介護と生活援助の別(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」参照)と本サービスでは身体介護を行ない得ないことを明確に指導すること。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業は、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスであり、単なる家事サービスではない。このため、訪問サービスとして実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできない。(「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について(老振第76号)」参照)

従業者に対し、これらの行って良い行為、行うことができない行為の区別を明確に指導すること。

3) 高齢者のこころとからだに関する理解について

従業者が高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに高齢者の心身の変化を見逃すことがないよう、老化により生じる高齢者のこころやからだの変化について研修を行うこと。

4) 介護保険制度の概要

介護保険の被保険者や保険料、認定制度、サービスの利用手順(給付)、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、介護従業者として業務にあたる上で知っておくべき介護保険制度の概要について研修を行うこと。

5) 事業所の支援体制について

有資格者でない従業者が高齢者宅を訪問する場合、緊急時等の対応について自身では判断がつかないケースが生じる可能性がある。こうした場合に備え、緊急事態が発生した場合、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐべきか、事業所の支援体制について、研修を行うこと。事業所は有資格者でない訪問介護員に限らず、緊急事態が発生した場合に事業所職員が組織的に対応できるよう支援体制を整備されたい。

訪問型サービスA 研修について

1. 実施主体: 指定を希望する事業者

2. 実施方法: 広域で指定した内容について、事業所の有資格者が事業所内で研修を実施する。

3. 具体的な研修カリキュラム:

想定される研修内容について、介護職員初任者研修のカリキュラムで以下のとおり示します。介護職員初任者研修については複数の出版社よりテキストが発行されているため、これらのテキスト等を適宜、研修に活用してください。

研修すべき内容	介護職員初任者研修カリキュラム		その他参考
	項目	科目	
1 介護従業者としての心得や倫理について	3 介護の基本 5 介護におけるコミュニケーション技術 9 こころとからだのしくみと生活支援技術	(2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全 (1)介護におけるコミュニケーション ア 基本知識の学習 (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
2 本サービスで行うことができない行為について	9 こころとからだのしくみと生活支援技術	イ 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について(老振第76号)」

研修すべき内容	介護職員初任者研修カリキュラム		その他参考
	項目	科目	
3 高齢者のこころとからだに関する理解について	6 老化の理解	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康	
4 介護保険制度の概要	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1)介護保険制度	「みんな笑顔で介護保険(大曲仙北広域介護保険パンフレット)」
5 事業所の支援体制について	※前述の趣旨を勘案の上、事業所で独自に検討	※前述の趣旨を勘案の上、事業所で独自に検討	
■ 同行訪問研修	(介護予防)訪問介護事業所の訪問介護員等に同行し、スキルを身につける		

○テキストを用いた研修だけでなく、必ず同行訪問研修を行うこと。

○なお、前記以外にも介護職員初任者研修のカリキュラム中、重要と思われるものについて別表に示すので、状況に応じてこれらの項目についても研修の実施を検討してください。

○訪問型サービスAにおいて介護職員初任者研修修了者等でない従業者が訪問介護を行う場合は、以上の内容について少なくとも6時間から8時間を目安として研修を実施してください。

介護職員初任者研修カリキュラム

該当	項目	科目
△	1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解
△		(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解
△	2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護
△		(2) 自立に向けた介護
△	3 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携
○		(2) 介護職の職業倫理
○		(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント
○		(4) 介護職の安全
○	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度
		(2) 障害者総合支援制度及びその他制度
		(3) 医療との連携とリハビリテーション
○	5 介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション
△		(2) 介護におけるチームのコミュニケーション
○	6 老化の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常
○		(2) 高齢者と健康
	7 認知症の理解	(1) 認知症を取り巻く状況
		(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
		(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
		(4) 家族への支援
	8 障害の理解	(1) 障害の基礎的理解
		(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかり支援等の基礎的知識
		(3) 家族の心理、かかり支援の理解

	9 こころとからだのしくみと生活支援技術	ア 基本知識の学習	(1) 介護の基本的な考え方
○			(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解
			(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解
○		イ 生活支援技術の講義・演習	(4) 生活と家事
△			(5) 快適な居住環境整備と介護
			(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(7) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(9) に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(10) 排せつに関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(11) 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(12) 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護
		ウ 生活支援技術演習	(13) 介護過程の基礎的理解
			(14) 総合生活支援技術演習
	10 振り返り	(1) 振り返り	
		(2) 就業への備えと研修終了後における継続的な研修	

○＝最低限研修が必要となる項目

△＝研修実施を検討すべき項目

通所型サービス A (基準緩和サービス) について

基準緩和サービスについて

- 介護予防通所介護よりも人員、運営等の基準を緩和した「通所型サービスA(基準緩和サービス)」を平成29年4月から実施します。
- 介護予防(閉じこもり予防等)のため外出や運動、交流の場が必要な方への支援を図ります。
- 要支援者等の選択できるサービス、支援を充実し、在宅生活の安心確保につなげます。

対象となる方とサービス提供者について

■対象者

- 要支援者もしくは事業対象者で、介護予防(閉じこもり予防等)のため外出や運動、交流の場が必要な方を対象とします。
- 入浴、排泄、食事等の身体介護が不要な方を想定しています。

■サービス提供者

- 通所型サービスAの指定を受けた介護予防通所介護事業所の従事者

サービス内容について

- 運動(体操等)、レクリエーション、送迎、健康チェック、相談援助、入浴、食事等の中から事業者がサービスを設定します。(入浴・食事は実費)

事業所の指定について

- 既存の介護予防通所介護事業所がサービスを提供します。
- 介護予防通所介護相当サービスと同様に大曲仙北広域市町村圏組合が実施事業所の指定を行います。
- 申請書様式、添付必要書類は介護予防通所介護相当サービスの指定に係る申請書等と同様とする予定です。様式、添付必要書類は次回説明会（1月下旬から2月初旬にかけて開催予定）でお示しします。

報酬の支払いについて

- 介護予防給付や介護予防通所介護相当サービスと同様、審査及び支払に関する事務を国保連合会に委託して行います。
- 基準緩和サービス用の請求コードを広域で用意します。

通所型サービスの基準について

※（ ）は、国の居宅サービスの指定基準省令による。

分類	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和サービス）
人員	①管理者 常勤・専従1 以上(94条) ②生活相談員 専従1 以上 ③看護職員 専従1 以上 (定員10 人以下の場合は、看護職員又は介護職員いずれか1 以上)	①管理者 専従1 以上 ※常勤、非常勤を問わない ※支障がない場合、当該通所型サービスAの他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能

分類	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和サービス）
人員	④介護職員 15人以下専従1以上 15人超 利用者1人につき 専従0.2人以上 （生活相談員・介護職員の1以上は常勤） ⑤機能訓練指導員 1以上(93条) ※その他介護予防通所介護の基準と同様	②従事者 15人以下 専従1以上 15人超 利用者1人に必要数 ※常勤・非常勤を問わない ※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は不要
設備	①食堂及び機能訓練室 （3㎡×利用定員 以上） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品(95条)	①サービス提供のために必要な場所 （3㎡×利用定員 以上） ②消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要なその他の設備・備品
運営 [ポイント]	※介護予防通所介護の基準と同様	・個別サービス計画の作成なし

基準項目		予防通所介護相当サービス		通所型サービスA	
		当初案	変更案	当初案	変更案
1	基本方針		●		●
2	訪問介護員等(サ責、従事者、訪問事業責任者等)の員数	○	●	○	●
3	管理者	○	●	○	●
4	設備及び備品等	○	●	○	●
5	内容及び手続の説明及び同意	○	●	○	●
6	提供拒否の禁止	○	●		●
7	サービス提供困難時の対応		●		●
8	受給資格等の確認	○	●	○	●
9	要支援認定等の申請に係る援助	○	●		●
10	心身の状況等の把握	○	●	○	●
11	介護予防支援事業者等との連携	○	●	○	●
12	第1号事業支給費の支給を受けるための援助	○	●		●
13	介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	○	●	○	●
14	介護予防サービス計画等の変更の援助	○	●	○	●
15	身分を証する書類の携行				
16	サービスの提供の記録	○	●	○	●
17	利用料等の受領	○	●	○	●
18	保険給付の請求のための証明書の交付	○	●	○	●
19	同居家族に対するサービス提供の禁止				
20	利用者に関する組合への通知	○	●	○	●
21	緊急時等の対応	○	●	○	●
22	管理者(及びサービス提供責任者)の責務	○	●	○	●
23	運営規程	○	●	○	●
24	介護等の総合的な提供				
25	勤務体制の確保等	○	●		●
26	衛生管理等	○	●	○	●
27	掲示	○	●		●
28	秘密保持等	○	●	○	●
29	広告	○	●		●
30	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	○	●	○	●
31	苦情処理	○	●	○	●
32	地域との連携	○	●	○	●
33	事故発生時の対応	○	●	○	●
34	会計の区分		●		●
35	記録の整備	○	●	○	●
36	定員の遵守	○	●	○	●
37	非常災害対策	○	●	○	●
38	事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供	○	●	○	●
39	基本取扱方針	○	●		●
40	具体的取扱方針(個別サービス計画の作成等)	○	●	△	
41	サービスの提供に当たっての留意点		●		●
42	安全管理体制の確保		●		●

分類	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA（基準緩和サービス）
単価	要支援1・事業対象者 378 単位／回 月4 回超の場合 1,647 単位／月 要支援2・事業対象者 389 単位／回 月8 回超の場合 3,377 単位／月	半日以上… 310単位／回（入浴・食事は実費） * 送迎は込み
加算減算	◎現行相当	◎加算はなし ◎定員超過、介護職員が欠員の場合の減算はあり
上限回数	事業者対象者は要支援1の限度とするが、 利用者の状態で月8回を上限とする。 （ケアマネジメントで必要性を判断）	月4回まで
利用者負担・請求	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由	所得状況で1割・2割負担 請求は国保連合会経由